

伺 い	常務理事	事務長	課長	担当者

「年間医療費のお知らせ」交付申請書

静岡県自動車販売健康保険組合様

太枠内をご記入ください

被保険者等 記号・番号	記号	番号	事業所名					
被保険者氏名	(フリガナ)		生年月日					
			昭和 平成	年	月	日		
住所(送付先) ※1添付書類の記載住所 と同一	〒 一 日中つながる電話番号 ()							
※1添付書類 本人及び住所確認のため 添付する右記の書類に☑ をしてください	<input type="checkbox"/>	運転免許証の 写し (両面)	<input type="checkbox"/>	マイナンバー カードの写し (表面のみ)	<input type="checkbox"/>	資格確認書の 写し	<input type="checkbox"/>	資格情報の お知らせの写し

令和 年 月 日

被保険者氏名 (自署)	
----------------	--

※1 現在有効なものに限ります。なお、転居直後等で添付書類に新住所の記載がない場合は、新住所の確認できる公的な書類を追加で添付してください。

【送付先・問合せ先】

〒422-8074 静岡県静岡市駿河区南八幡町22番8号

静岡県自動車販売健康保険組合 業務課 ☎054-286-5295

裏面の注意事項をご確認のうえ、添付書類と合わせて、ご郵送ください。

- (1) 「年間医療費のお知らせ」は、健康保険でかかった医療費がいくらであったかをお知らせするものです。
- (2) 記号・番号が同じ、被保険者・被扶養者（家族）の方の健康保険でかかった医療費を受診月令和7年1月から12月までの1年間について一覧で記載しています。
- (3) 交付時期は、令和7年の年間医療費がまとまる令和8年2月下旬の予定です。
- (4) 「年間医療費のお知らせ」は、国が定めた診療報酬点数を基準に作成され10円未満の金額まで表記されます。そのため、この「年間医療費のお知らせ」を医療費控除に使用される場合は、次の点についてご注意ください。
- 「年間医療費のお知らせ」に記載された患者負担額と実際の負担額が異なる場合があります。
- ① 実際の患者負担額は、10円未満の端数が四捨五入されています。
- ※平成29年分医療費控除から、「医療費のお知らせ」を活用できるようになりました。
- 「医療費のお知らせ」に記載された患者負担額と実際の負担額が異なる場合については、いずれの金額を用いてもよいとされています。
- ② 国、県、市町村による子供医療費等の公費補助や高額療養費等は、反映していません。この場合は、「支払った医療費の額」欄に記載の額から公費負担医療等の額を差し引いて、ご自身で額を訂正して申告していただく必要があります。
- ③ 健康保険でかかった医療費は、公的機関の審査を経て、通常は受診月の2ヶ月後に健保組合に請求されます。
- 審査の関係で、2ヶ月を超えて健保組合に請求される場合がありことがあります。令和7年12月の医療費が、今回の「年間医療費にお知らせ」に記載されていないことがあります。この場合は、ご自身で医療機関等の領収書を基に申告していただくことになります。
- (5) マイナ保険証を保有している方は、スマホアプリのマイナポータルのマイナポータル連携を利用すると、医療費控除に使用できる医療費通知情報をマイナポータル経由で取得し、所得税の確定申告書を作成する際に、該当項目に自動入力することができるようになります。
- (6) 医療費控除の申告に関するることは、管轄の税務署にお問い合わせください。